

協会員に対する処分及び勧告について

平成 28 年 2 月 16 日
日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ SMBC日興証券株式会社

- ・ 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

1. 事実関係

当社の元執行役員は、平成 21 年 10 月、当社の親会社から出向し、法人関係情報を扱う業務に携わっていた者であるが、公開買付け等に係るアドバイザー業務委託契約等の締結又は履行に関して職務上知り得た 3 銘柄の重要事実を知人に対し漏洩し、もって当該知人によるインサイダー取引を教唆したとして、平成 25 年 9 月 30 日、横浜地方裁判所で有罪判決を受けた。その後、平成 27 年 9 月 25 日の東京高等裁判所における控訴審判決でも第一審判決を支持し、元執行役員の控訴は棄却されている。また、元執行役員から重要事実の伝達を受けた当該知人については、取引所金融商品市場で 3 銘柄に係るインサイダー取引を行ったとして、平成 25 年 2 月 28 日、横浜地方裁判所で有罪判決を受け、確定している。

平成 24 年 8 月 10 日、金融庁において、元執行役員らの株式取引等に関し、金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく当社からの報告書の内容等を踏まえ検討した結果、下記①から③のとおり問題が認められた。

- ① 元執行役員は、当社の執行役員として法人関係情報を扱う業務に携わっていた平成 21 年 10 月から平成 23 年 9 月までの間、漏洩先及び漏洩先関係会社を極めて頻繁に訪問していることが調査委員会の調査により判明しているところ、当社においては、内部監査部門による監査の対象に役員が含まれておらず、また、役員の行動を日常的に把握する態勢が構築されていないなど、内部管理態勢が不十分と認められる。

- ② 元執行役員は、証券業務の経験がないまま親会社から当社へ出向し、執行役員として法人関係情報を取得する部署に配置され、職務上知り得た法人関係情報につき、インサイダー取引を教唆したとして、上述のとおり有罪判決を受けているところ、当社においては、証券業務の経験がない親会社等外部から登用した役職員に対して、インサイダー取引を抑止するうえで重要な法人関係情報管理に関する法令等遵守意識を醸成するための機会が十分に確保されていないなど、コンプライアンス態勢が不十分と認められる。
- ③ 上記①及び②の問題を把握し適切に対処することができなかったという点で、当社の法人関係情報の管理態勢に関する実効的な管理・監督が十分行われておらず、経営管理態勢は十分なものではなかったと認められる。

2. 法令等適用

上記1. ①から③のような当社の業務の状況は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当すると認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、SMB C日興証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 2,000 万円

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

経営陣主導のもとで、以下の事項を含んだ「再発防止策」を確実に実施・定着させるとともに、その実施状況及び検証結果を書面で報告すること。

- ① 法人関係情報の管理態勢に関する実効的な管理・監督を行うための経営管理態勢の強化
- ② 内部監査の範囲の見直し等による内部管理態勢の強化
- ③ 役職員の業務経験を踏まえた法令等遵守意識を醸成する機会の確保

4. その他

当社は上記1. ①から③のような業務の状況に関し、去る平成24年8月10日、金融庁から業務改善命令の行政処分を受けている。本協会は、当該業務の状況に加え、元執行役員による重要事実の漏洩の有無が当社に対する処分を検討するうえで重要な要素になり得るとして慎重を期すため、当該元執行役員の訴訟等の状況を見守っていたが、昨年9月の控訴審判決等を踏まえ、本日、上記のとおり処分及び勧告を行った。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL.03-3667-8475）

協会員の概要

(平28.2.16)

○ SMBC日興証券株式会社

- ① 所在地 東京都千代田区丸の内3-3-1
- ② 代表者名 代表取締役社長 久保 哲也
- ③ 資本金 100億円
- ④ 店舗数 123店舗
- ⑤ 役職員数 9,367名

(注) 資本金、店舗数及び役職員数は、平成27年3月末現在。

定 款 (昭 48. 6. 7)

- 抜 粋 -

(会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } (省 略)

2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 }

6 } (省 略)

7 第 19 条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

8 }

12 } (省 略)

- 2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。
- 4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。
- 6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
- 7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。
- 8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
- 9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
- 10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第29条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

協会員に対する処分等に係る手続に関する規則（平 22. 6. 28）－ 抜 粋 －

(処分の公表)

第15条 本協会は、定款第28条第1項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会員に通知する。

2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から5年間とする。

協会員に対する処分及び勧告について

平成 28 年 2 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ ドイツ証券株式会社

- ・ 法人関係情報の管理に不備がある状況及び法人関係情報を提供した勧誘等

1. 事実関係

(1) 法人関係情報の管理に不備がある状況

当社においては、当社に所属するアナリスト（以下「当社アナリスト」という。）が上場会社に関する情報を顧客に提供する場合、

- ア. 当社所定の形式のレポート（アナリスト・レポート）として提供しているほか、
- イ. 当社アナリストから直接又は営業員を介して電子メールや電話等によっても提供している。

今回証券取引等監視委員会検査において、当社アナリストが上場会社から取材等で取得した情報に係る管理の状況について検証したところ、以下の問題が認められた。

- a 当社は、上記ア. を行うに当たり、当該アナリスト自身の判断によって報告等が行われない場合、コンプライアンス担当者等による法人関係情報該当性の検討が必ずしも実施されないこととなっていた。
- b 当社は、上記イ. を行うに当たり、法人関係情報該当性の検討が実施されないこととなっていた。

その結果、当社アナリストが上場会社に係る非公表の情報を取得した多数の事例（下記(2)の事例を含む）において、法人関係情報該当性の検討が行われないまま、当該情報の内容が顧客に提供されていた。

(2) 法人関係情報を提供した勧誘

平成 26 年 12 月頃、当社株式調査部の A アナリストは、上場会社である甲社に対する取材において、公表前の四半期の業績に関する法人関係情報（以下「本件法人関係情報」という。）を取得した当日に、営業を担当する当社職員 21 名及び 1 顧客に対し、電子メール等によって本件法人関係情報を伝達していた。

そして、本件法人関係情報の伝達を受けた当社職員のうち 2 営業員が同日中に、少なくとも上記 1 顧客を含む 3 顧客に対し、本件法人関係情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の売買の勧誘を行っていた。

2. 法令等適用

(1) 法人関係情報の管理に不備がある状況

上記 1. (1) の状況は、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 5 号に規定する「その取り扱う法人関係情報に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」に該当するものと認められる。

(2) 法人関係情報を提供した勧誘

上記 1. (2) の行為は、平成 26 年法律第 44 号による改正前の金融商品取引法第 38 条第 7 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 14 号に規定する「有価証券の売買その他の取引等につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為」に該当するものと認められる。

また、上記 2. (1) の状況及び(2)の行為を発生させた状況は、法人関係情報など重要情報の適正な管理体制を整備することを求める自主規制規則「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」第 8 条、及び役職員が重要情報を利用して一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導及び監督することを求める同規則第 9 条第 1 項に、それぞれ違反するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、ドイツ証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 3,000 万円

(2) 定款第 29 条の規定に基づく勧告

以下の事項について、書面で報告すること。

- ① 法人関係情報を含む重要情報の管理態勢の見直し及び策定した再発防止策を確実に定着・実施するとともに、その実効性を検証すること
- ② 重大な法令等違反が短期間に再度発生した事実を踏まえ、経営陣主導により全社的な法令等遵守意識を醸成し、法令等遵守に取り組む姿勢を明確化するなど、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実及び強化を図ること

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

協会員の概要

(平28.2.16)

○ ドイツ証券株式会社

- ① 所在地 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー
- ② 代表者名 代表取締役社長 桑原 良
- ③ 資本金 727.28億円
- ④ 店舗数 1店舗
- ⑤ 役職員数 532名

(注) 資本金は、平成27年3月末現在、店舗数及び役職員数は、同年9月末現在。

定 款 (昭 48. 6. 7)

- 抜 粹 -

(会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } (省 略)

2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 }

6 } (省 略)

7 第 19 条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

8 }

12 } (省 略)

- 2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。
- 4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。
- 6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
- 7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。
- 8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
- 9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
- 10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第29条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

協会員に対する処分等に係る手続に関する規則（平 22. 6. 28）－ 抜 粋 －

(処分の公表)

第15条 本協会は、定款第28条第1項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会員に通知する。

2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から5年間とする。